

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップに取り組みませんか？



キャリアアップ助成金とは？

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するための取組を包括的に助成する制度です

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる**非正規雇用の労働者の企業内のキャリアアップ**を促進するため、**正規雇用への転換、人材育成**などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。



コース例

◆正規雇用等転換コース

例えば

有期→正規に転換した場合に50万円、
派遣→正規の場合に80万円助成

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用（以下「転換等」）した場合に助成します。

◆多様な正社員コース

例えば

有期→多様な正社員に転換した場合に30万円、
派遣→多様な正社員の場合に45万円助成

勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定・適用した場合、有期契約労働者等を多様な正社員に転換等した場合、または正規雇用労働者を短時間正社員に転換・短時間正社員として新たに雇い入れた場合に助成します。

◆人材育成コース

例えば

有期実習型訓練→OFF-JT賃金助成800円/h、経費助成30万円
OJT実施助成800円/h（それぞれの額を上限として助成）

有期契約労働者等に一般職業訓練（OFF-JT）、有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練）、中長期的キャリア形成訓練（OFF-JT）、育児休業中訓練（OFF-JT）を行った場合に助成します。

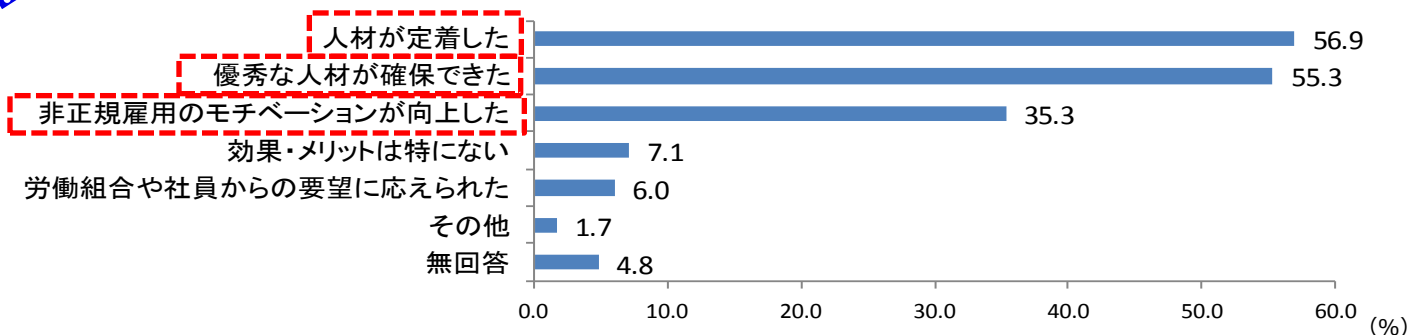
※上記以外にもコースがあります。

※当助成金の利用には事前に「キャリアアップ計画」の提出が必要です。



正社員転換のメリットとは？

「優秀な人材の確保」や「従業員の職場定着」、「モチベーションの向上」が進む！



出典：厚生労働省「非正規雇用の働き方に関するアンケート調査」（平成25年3月）





キャリアアップ助成金を利用した事業主の声

【事例1：正規雇用等転換コース】 ～正社員登用でモチベーション向上～

正社員転換を導入したことにより、有期労働者の仕事に対する意欲が向上し、高度な仕事に取り組む姿勢が感じられる、また、以前よりも離職者も減少しており、正社員登用の制度整備により、従業員のモチベーションが向上している。

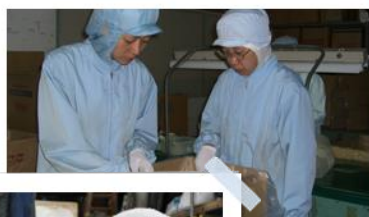


【事例2：正規雇用等転換コース】 ～派遣労働者の直接雇用により多様な業務に対応～

正社員への直接雇用制度を導入したことにより、派遣労働者の能力向上への意欲が上がり、事業所内での技術の継承が行いやすくなった。また、直接雇用を図ることで、外部研修を受けさせることが可能になり、多様な業務に対応できるようになった。

【事例3：多様な正社員コース】 ～多様な正社員制度導入で職員が積極的に～

短時間正社員制度の実施により、パート職員のモチベーションが上がり、業務の取組姿勢が変わった。また、自ら制度に応募し、キャリアアップを希望するパート職員も現れ積極的になった。



【事例4：人材育成コース】 ～体系立てることで訓練が効率的に～

教育訓練の実施方法について、有期実習型訓練の導入前には、その場しのぎの指導に終始して、明確な目標を持って訓練を行うことができていなかったが、今回の導入にあたって、訓練カリキュラムを作成し、評価シートや報告書を活用することで、訓練の内容や目標を明確にすることができ、効率的な訓練を実施できた。

専門のアドバイザーによるサポート

専門のアドバイザーが助成金の活用に向けた支援を行っています！


キャリアアップ計画書の作成や支給申請にあたっては、専門のアドバイザー（事業主支援アドバイザー）の直接訪問によるサポート等が受けられます。キャリアアップ計画書の作成や計画実施のためのご相談、支給申請に係る手続き等に関するご質問など、お気軽にご相談ください。

アドバイザーによる支援についてのお問い合わせは最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお願いします。

まずは
私達にご相談下さい！



◆ 関連URL

- 「キャリアアップ助成金」 ※当助成金の詳細なパンフレットを掲載しております。
⇒ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html
- 「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」 
※非正規雇用労働者のキャリアアップ支援に参考となる好事例等をご紹介します。
⇒ <http://www.tayou-jinkatsu.jp/>

◆ その他詳しくは、最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。